

令和4年
1月1日
から

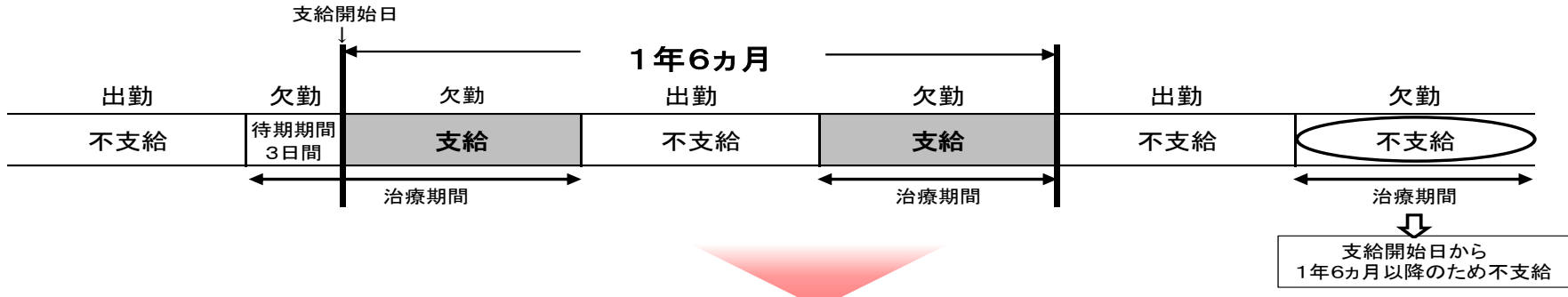
健康保険の 制度改革のお知らせ



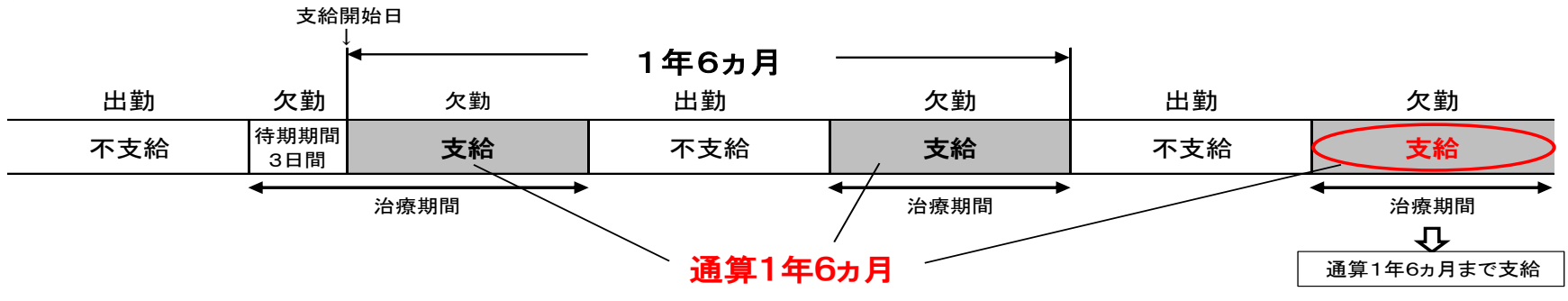
傷病手当金の支給期間が通算化されます

- 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、**支給開始日から通算して1年6カ月に達する日まで対象**となります。
- 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、**支給開始日から起算して1年6カ月を超えても繰り越して支給可能**となります。

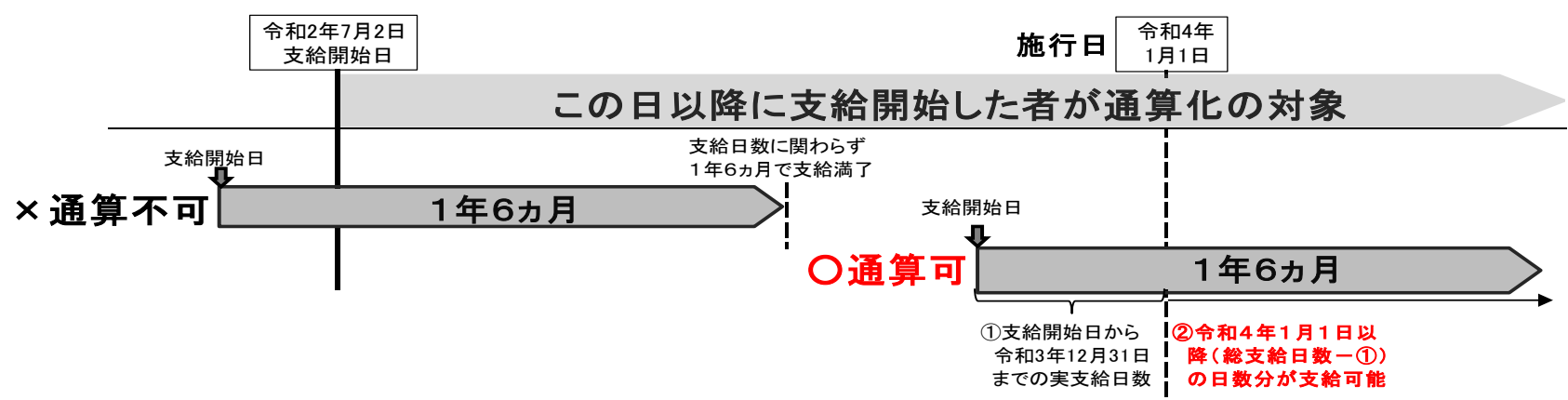
【現在（支給開始日が令和2年7月1日までの方）】



【改正後（支給開始日が令和4年1月1日以降の方）】



【経過措置（支給開始日が令和2年7月2日以降で現在受給中の方）】



任意継続被保険者の任意脱退が可能となります

令和4年1月1日より、任意継続被保険者から任意の申し出による資格喪失が可能となります。その場合、**申出書が受理された日の属する月の翌月1日**に任意継続被保険者の資格を喪失します。これにより、国民健康保険へ切り替え等の理由で任意脱退することもできます。（保険料を前納した場合も途中での任意脱退は可能）



— 任意継続保険へ加入する際の留意事項 —

- 任意継続保険を申請される際は、**国民健康保険と当組合の保険料を比較し、安価な方を選択することをお勧め**します。世帯や所得状況、特に65歳以上の方については国民健康保険料の軽減や減免を受けることができる場合がございますので、お住まいの市区町村へ必ずご確認ください。
- 一定の条件を満たしている方が退職後に継続給付（傷病手当金や出産手当金）を申請される場合、必ずしも任意継続保険へ加入する必要はございません。国民健康保険やご家族の被扶養者として別の社会保険へ加入されていても、引き続き給付を受けられます。